



平成29年11月14日

G-1302

インド国民に対するビザ緩和  
(短期滞在数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象の拡大)

1 我が国は、平成30年1月1日から、インド国民（一般旅券所持者）に対する短期滞在数次ビザの緩和措置を以下のとおり実施します。

(1) 申請書類の簡素化

これまで申請に必要とされてきた書類のうち、「申請人の在職証明書」及び「数次の渡航目的を説明する資料」を今後は不要とします。これにより、数次ビザは、基本的に3種類の申請書類（①旅券、②ビザ申請書、③経済力を証明するもの（観光目的の場合）／一定の企業への所属を証明するもの（商用目的の場合））により申請できるようになります。

(2) 発給対象の拡大

過去1年間に2回以上の訪日歴がある方に対しては、他の要件なしで数次ビザ（有効期間最長5年、滞在期間最長90日）が発給できるようになります。この場合、基本的に旅券とビザ申請書のみで申請ができるようになります。

2 今回の措置によって、観光やビジネス目的で訪日するインド人の利便性向上や訪日リピーターの増加等、ひいては日・インド間の人的交流の一層の活発化に資することが期待されます。

3 なお、我が国は、本年2月にも若年層の訪日促進に資するべく、インド人学生等に対して、一次ビザ申請に必要とされていた経済力を証明するものを、在学証明書で代替できるよう、申請書類の簡素化を行っています。

(注)詳細は、追って、外務省ホームページ上で公表予定。

内容についてのお問い合わせ先

外務省 領事局 外国人課 箕谷首席事務官（内線：3154番）

南部アジア部 南西アジア課 塩田首席事務官（内線：2450番）

TEL：03-5501-8000